

## 第1回新潟交通圏準特定協議会の議事録の提示要請の経緯

平成26年2月10日(月)新潟交通圏準特定協議会開催

平成26年2月17日(月)県協会の課長に議事録の提示要請をする。

平成26年3月20日(木)県協会の課長に再度、議事録の提示要請をする。

課長より協議会の準備等があつて忙しかつたので平成26年4月10日(木)までには作成するという返事もらう。

平成26年4月10日(木)連絡がこないで県協会の課長に電話を入れる。課長からは、まだ、できていないという返事だった。課長に「どうして約束した4/10にできなかったのかと質すと、私の仕事ではないという見苦しい言い訳をした。

平成26年4月11日(金)県協会に訪問する。課長は、昨日と同様に自分の仕事ではないと言つた。県協会事務員(女性)の仕事だと言ふ。それはおかしいのではと質すと、さんは私が遅いのですみませんと言つた。また、カセットテープレコーダーに録音されているので聞きにくいとも言つていた。それでさんに、それでは、いつ、できるのかと尋ねると、4/18までには作成しますと話した。

平成26年4月18日(金)県協会に電話を入れる。電話では理事も課長もいなかったようで、(女性事務員)さんと話をした。「今週末の約束だったよね。」という、理事や課長から議事録ができて、協議会委員の了解、三役の了解及び運輸局の承認がもらえないと出せないと言われてっていると答えた。どうしてそれを事前に言わないのかと問いただすと答えることができなかった。

平成26年4月19日(金)県協会に訪問する。協議会で決議されたという規約(意思決定の方法、議事録の公表方法)を見せてもらいたいという、課長は、ありますよと言ひ事務室を探す。課長は、設置要綱ですよと言ふので、それもそうですが、規約はありますか?と聞いた。また、さんに議事録の進行状況を質すと、連休明けと言ふ。更に質すと5月の12日の週頃と言つた。課長は前規約及び規約改正案すら提示しない。課長は、見つかつりしだい連絡しますと話す。課長とさんは、設置要綱と規約の区別さえつかなかつた。